

## 愛媛県立医療技術大学清掃等業務委託契約書（案）

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県立医療技術大学清掃等業務（以下「委託業務」という。）を別添、愛媛県立医療技術大学清掃等業務実施基準仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として年額 ， ， 円（うち消費税及び地方消費税額金 ， 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査等）

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行ない、又は報告を求めることができる。

（検査）

第8条 甲は、必要に応じて検査を行い、清掃が不十分と認められた場合は、改めて清掃を命ずることができるものとする。

（委託料の支払）

第9条 委託料の支払は年12回払いとし、毎回の支払額を金 ， 円とする。

2 甲は、毎月乙の委託業務の完了確認後、前項に定める支払額を、原則として乙の適正な請求書を受理した月の翌月の末日までに支払うものとする。

#### (契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の催促をすることなくこの契約を解除することができる。

(1)この契約に違反したとき

(2)この業務を遂行することが困難であるとき

(3)乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 第1項または前項の規定により契約を解除したときは、甲は、代金の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った代金の全部若しくは一部の返還を乙に請求することがある。

#### (損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (個人情報保護及び秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の履行に関連して知り得た個人情報及び秘密を他に漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、前項の個人情報の保護及び秘密の保持について、その従事者に周知し徹底しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報の保護等の状況について調査を実施することができる。乙はこの調査に協力しなければならない。

#### (契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程によるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持

するものとする。

令和8年 月 日

伊予郡砥部町高尾田543番地  
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理 事 長

乙

## 愛媛県立医療技術大学清掃等業務実施基準仕様書

### 1 委託業務の内容

- (1) 清掃業務は、別紙「愛媛県立医療技術大学清掃業務実施基準仕様書」により実施すること。
- (2) 空気環境測定業務は、別紙「愛媛県立医療技術大学空気環境測定業務実施基準仕様書」により実施すること。

## 愛媛県立医療技術大学清掃業務実施基準仕様書

この仕様書は、清掃業務の大要を示すものであり、本書に記載のない事項であっても、軽易な作業で甲が美観上又は建物管理上必要があると認めたものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 委託業務の内容

清掃業務は、原則として別紙「清掃業務実施基準表」により実施すること。

### 2 作業時間等

作業頻度は、別紙「清掃業務実施基準表」によることとし、作業予定日が、祝日の場合は、その前日又は翌日に作業を行うこととする

作業は、原則として平日（毎日）（入学試験等甲の指示する立入り禁止時（年5日程度）及び12月29日から1月3日までを除く。）に実施することとし、講義室、実習室、演習室等の専用部分については利用していない時間帯に行う等、甲の業務に支障のないよう計画的かつ効率的に作業を実施すること。

また、平日（毎日）については、清掃員を最低1名常駐させること。

貯水槽の清掃、衛生害虫等の防除の作業については、原則として次の時期のうち、甲と協議のうえ可能な限り早期に実施すること。

(1) 夏季休業日（ただし、衛生害虫の防除等は夏季・冬季・春季休業日）

(2) 平日

(3) 土曜日、日曜日又は祝日（作業の実施内容から判断し平日行うことが実質出来ない場合）

### 3 作業上の留意事項

作業実施にあたっては、衛生、火気の取締りに特に留意するとともに次の事項について十分注意すること。

#### (1) 共通事項

ア 清掃作業中の器物の取扱いは慎重を期し、破損、亡失等の事故防止に努めるとともに、清掃用器材の整理、整頓について常時配慮を行なうこと。

イ 作業実施にあたり、建築物に損傷を与えないよう十分に注意すること。

また、建築物、器具、備品等に毀損を発見したときまたは損害を

与えたときは、直ちに甲に報告しその指示を受けること。

ウ 危険な場所の作業には、安全装置を施す等危険防止に努めること。

エ 洗剤、器具等の清掃資材は、それぞれの材質に適した品質良好なものを使用すること。

オ 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

## (2) 校舎内清掃

### ア 一般的事項

(ア) 水拭きを行うときは常に清潔な水を使用し、汚水による拭きあとが残らないようにすること。

(イ) 塵埃は飛散させないこと。

(ウ) 床、壁、階段その他の箇所にインク類、果汁、油脂等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭きとり、汚れは残さないようにすること。

(エ) 紙屑、茶がら、汚物等は可燃物、プラスチック、ビン、カン等は分別のうえ、校舎内の指定された場所に集積すること。

(オ) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分等を完全に拭きとること。

(カ) 紙屑等の中に廃棄することが疑わしいと思われるものが混入していた場合は、事務局職員に報告し指示を受けること。

(キ) 屑入は、随時取り集め清潔を保つこと。

(ク) 日常清掃及び点検のうち、講義室、廊下、階段、テラスについては、随時巡視し、汚れている場合に清掃をすること。

### イ 各部所ごとの清掃

#### (ア) エントランスホール等

① 日常点検を行う共用部分のエントランスホール、廊下、階段等は、随時見回りを行い清潔にしておくこと。

② 手摺り及び扉の取っ手は、随時乾布又は水拭きを行い、必要に応じアルコールを用いること。

#### (イ) 便所

日常清掃を行う共用部分の便所は、随時見回りを行い次のことに留意し、清潔にしておくこと。

① 洗面器及び鏡は洗浄し、その周囲を清掃すること。

- ② 便器は、床掃除の都度拭き掃除をすること。
- ③ 汚物入を洗浄し消毒すること。
- ④ トイレトペーパー、石鹼水、便座クリーナーは必ず確認し充足しておくこと。
- ⑤ 各扉及び取っ手を月1回清掃すること。
- ⑥ 洗面器、鏡、便器等の拭き掃除に使用するモップは、使用目的ごとに準備し、モップ洗いは指定の場所以外では行わないこと。
- ⑦ 便器につまりなどの故障が生じた際には、速やかに除去すること

(ウ) エレベーター

エレベーター内及び手摺りは、週2回掃き掃除し、乾布又は水拭きすること。

(エ) 会議室

- ① カーペット敷き床は、真空掃除機で土砂やごみを吸い取ること。
- ② 机等を清掃するモップは、使用目的ごとに準備し共用しないこと。
- ③ 屑入れの屑物を取り集めること。

(オ) 和室

畳敷床の清掃は、掃き掃除又は掃除機で吸塵し、テーブル等を掃除すること。

(3) 各棟入口ガラス及び廊下内面ガラスの清掃

適宜、ガラスの両面の汚れを落とすこと。

適宜、廊下・階段の内面ガラスの汚れ、蜘蛛の巣等を落とし清掃すること。

(4) 構内清掃

ア 玄関、中庭等（別館分あり）

玄関、中庭、駐車場等は、掃き掃除をし、乾燥しているときは散水し、落葉や埃、留土砂等があるときは除去すること。

イ 池

月1回、池の水を抜いてブラシ等により掃除を行うこと。

(5) 貯水槽清掃（本館および別館）

甲に事前に連絡のうえ各設備の漏水、故障等の早期発見に努め、異常を認めたときは適切な措置を講じ、速やかに甲に連絡すること。

(6) 害虫等の防除（本館および別館）

甲に事前に連絡のうえ、害虫等の防除(年2回)を行い、害虫等が発生したときは、その都度速やかに防除を行うこと。

(7) 臨時清掃

オープンキャンパス前（年2回）及び入学試験前（年4回）及び長期休業期間中については、上記3(1)から(4)までに掲げる作業の範囲内で、甲が別に指示する作業を行うこと。

(8) ごみ等の分別回収

ごみについては、分別のうえ指定された場所に集積し、週2回甲が指定した廃棄物処理業者収集場所に移動すること。

古紙、ダンボール及び書籍等について、南棟及び北棟1階倉庫及び図書館書庫（北棟4階）から甲が指定する場所（南棟1階ピロティ）に、別途甲の指示する日時に、年3回以内で移動すること。

(9) 環境衛生の管理

建築物環境衛生管理技術者を選任し、建築物維持管理業務の全般的な監督を行うとともにその結果を評価、報告すること。

#### 4 作業員

(1) 作業員は、教職員・学生等から好感がもたれ、また信頼がおけるよう教養訓練が行なわれた者を配置すること。

(2) 監督者、副監督者各1名を配置すること。

(3) 病弱者は就労させないこと。

(4) 作業員を配置するときは、作業員名簿を別紙様式1により提出すること。

作業員に変更があった場合も同様とする。

(5) 作業中は、乙が定めた作業衣を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札を付けること。

#### 5 建築物環境衛生管理技術者

(1) 建築物環境衛生管理技術者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める建築物環境衛生管理技術者免状を有する者から選出すること。

(2) 建築物環境衛生管理技術者を選出した場合は、建築物環境衛生管理技術者

届出書を別紙様式2により提出し、甲の承認を得ること。

また、建築物環境衛生管理技術者に変更があった場合も同様とする。

## 6 清掃実施計画及び報告

- (1) 委託期間における年間の清掃計画及び建築物の維持管理業務計画を4月5日までに提出すること。
- (2) 毎月の清掃実施計画を、別紙様式3により前月25日までに提出すること。  
ただし、4月分については、4月10日までに提出すること。
- (3) 毎回の清掃実施報告を、別紙様式4により翌朝9時までに提出すること。
- (4) 委託期間における建築物の維持管理業務監督結果報告を委託期間末日までに提出すること。

## 愛媛県立医療技術大学空気環境測定業務実施基準仕様書

この仕様書は、愛媛県立医療技術大学の空気環境測定業務について規定する。

### 1 委託業務の内容

(1) 乙が甲から委託を受けて行う空気環境測定業務は、次のとおりとする。

#### ア 測定する場所

愛媛県立医療技術大学内の次の10箇所

- ・事務棟 1階：101号事務室
- ・南棟 1階：学生ホール
- ・南棟 2階：217号講義室
- ・南棟 4階：410号基礎実習室
- ・北棟 1階：157号情報科学演習室
- ・北棟 3階：355号合同講義室
- ・北棟 5階：559号血液免疫学実習室
- ・図書館：閲覧室
- ・食堂：食堂
- ・別館 1階：会議室
- ・別館 3階：大学院生室

#### イ 実施回数

年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

#### ウ 測定方法

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行令」及び「同法施行規則」に定める測定基準に従って次の項目の測定を行いその結果を報告すること。

- ① 温度
- ② 相対湿度
- ③ 一酸化炭素
- ④ 二酸化炭素
- ⑤ 気流
- ⑥ 浮遊粉じん（デジタルP-Ⅲ法か重量法のいずれかによる）
- ⑦ 照度（ただし、1箇所（事務棟））

### 2 支給品

なし

消耗品、雑材料、工具、測定器、その他空気環境測定業務に必要な機材、物品等は乙が調達すること。

### 3 一般事項

- (1) 空気環境測定業務は、必要に応じ甲の立会のうえで実施すること。
- (2) 空気環境測定業務を実施するについては、乙は大学の運営に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。
- (3) 本仕様内容に疑義を生じたときには、甲と協議のうえ実施する。



様式2

建築物環境衛生管理技術者届出書

令和 年 月 日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学理事長 様

所在地  
会社名  
代表者・職氏名

⑩

貴学の清掃業務を受諾するにあたり、下記の者を建築物環境衛生管理技術者として選出しましたので報告します。

記

(1)氏名

(2)資格取得年月日 年 月 日

(3)添付資料 建築物環境衛生管理技術者免状の写

様式 3

清掃実施計画（ 月分）

日	曜	場 所	清 掃 内 容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			